

## 議案第19号

### 令和7年度 西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度西原村工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
収 入			
第1款 水道事業収益	24,906	3,633	28,539
第2項 営業外収益	9,800	3,633	13,433

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15,800千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額26,265千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
収 入			
第1款 資本的収入	70,000	△ 30,000	40,000
第1項 企業債	70,000	△ 30,000	40,000
支 出			
第1款 資本的支出	85,800	△ 19,535	66,265
第1項 建設改良費	85,800	△ 19,535	66,265

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補正前				
工業用水道本管布設事業	70,000千円	証書借入 または 証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
補正後				
補正前に同じ	40,000千円	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和8年3月5日 提出

熊本県阿蘇郡西原村長 吉井 誠

## 令和7年度 西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

(収益の収入及び支出)

(単位:千円)

収入	款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
	1.水道事業収益			24,906	3,633	28,539	
		2.営業外収益		9,800	3,633	13,433	
			2.消費税還付金	1	3,633	3,634	

(資本的収入及び支出)

(単位:千円)

収入	款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
	1.資本的収入			70,000	△ 30,000	40,000	
		1.企業債		70,000	△ 30,000	40,000	
			1.企業債	70,000	△ 30,000	40,000	

(単位:千円)

支出	款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
	1.資本的支出			85,800	△ 19,535	66,265	
		1.建設改良費		85,800	△ 19,535	66,265	
			1.配水設備工事費	85,800	△ 19,535	66,265	

令和7年度 西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）説明書

(収益的収入及び支出)

収入 (単位:千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明
1.水道事業収益		24,906	3,633	28,539			
2.営業外収益		9,800	3,633	13,433			
	2.消費税還付金	1	3,633	3,634			
					1.消費税還付金	3,633	消費税還付金

(資本的収入及び支出)

収入 (単位:千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明
1.資本的収入		70,000	△ 30,000	40,000			
1.企業債		70,000	△ 30,000	40,000			
	1.企業債	70,000	△ 30,000	40,000			
					1.企業債	△ 30,000	工業用水道本管布設事業

支出 (単位:千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明
1.資本的支出		85,800	△ 19,535	66,265			
1.建設改良費		85,800	△ 19,535	66,265			
	1.配水設備工事費	85,800	△ 19,535	66,265			
					2.工事請負費	△ 19,535	工業用水道本管布設工事